

消費者教育推進地区便り

南部学区版 第12号 2018. 1

回覧



南部学区の皆様、こんにちは！静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

11月から清水区高部地区内の各自治会を、順番に戸別訪問しています。
今回はそこで聴き取った声をご紹介します。

友達に誘われて、近くの商業施設で行われていた電気治療器の無料体験に行った。業者は周りの人に聞こえるように、何回か体験に通っていると思われる人と、「膝が良くなったでしょ」「ああ良くなった」といったやりとりをしていた。「髪の毛も黒くなってきたね」などとも言っていたが、それはありえないと思った。

何かの利用料金を支払うように書かれたハガキが来たことがある。
何のことかよくわからなかったのでインターネットで調べたら、「詐欺に注意するように」という注意喚起が出ていた。

フェイスブックで募集していた料理教室のようなパーティーに、会費を払い参加したが、浄水器の販売が目的のようだった。自分は買わなかったが、その浄水器は他のところではもっと安く販売されていた。
フェイスブックなどの SNS を使ったパーティー形式の販売方法にも注意が必要だと思った。

体験談をうのみにしないようにしましょう。

ハガキやメールによる架空請求の相談が、数多く寄せられています。身に覚えがない請求は、**支払う前に消費生活センターにご相談**ください。

SNS を利用した悪質商法も増えています。気をつけましょう。



《くらしの安全》 電気ケトルに注意！！

お湯を沸かす電気ケトルなどで乳幼児が火傷などをする事故が相次いで発生しています。電気ケトルのコードに子どもが足を引っ掛けて転倒し、その上に倒れた電気ケトルの湯がこぼれ火傷をしたという事故が発生しています。また、ケトルの表面が熱くなる構造のものもあり、触って火傷をすることもあります。

火傷は、2歳以下では重症化する傾向があります。倒れてもお湯がこぼれにくい電気ケトルや熱が表面に伝わりにくい構造の電気ケトルも発売されています。

子どもの手が届かないところで使用することはもちろんですが、事故を防ぐには安全対策がされた製品を選ぶことも1つの方法です。



消費者庁イラスト使用

電話をきっかけとしたトラブルに注意！

電話でのこんな言葉に注意しましょう！

●送り付け商法

「ご注文いただいた商品を送ります」

●利殖商法

「必ずもうかります」「元本保証します」



●買え買え詐欺

「パンフレットは届いていませんか」
「選ばれた人しか買えません」

●光回線

「通信料が安くなります」

消費者力を
つけましょう

「名義を貸して」「代わりに申し込んで」は詐欺
です！ 違法行為に注意！

「ノルマ達成のため協力してほしい。携帯電話の契約の名義人になってくれればお礼をする。携帯電話はすぐに解約するから問題ない。」

「施設に入る権利をゆずってほしい。申込書に署名し代わりに申し込んでほしい。」



消費者庁イラスト使用

おいしい儲け話や人助けのような話をされ、「迷惑はかけないから」と言われると「名義くらいなら・・・」と、名義貸しを行ってしまうかもしれません。でも、実際には謝礼金はもらえず、携帯電話は解約されずに違法な転売業者に売られて犯罪に使われ、携帯電話代金の請求だけが残ってしまったという事例があります。また、名義を貸したことを理由に脅され、お金を請求されたという相談も寄せられています。

名義を貸すことは、利用規約違反になります。クレジットカードなどをカードの名義人以外が使うことも名義貸しになります。名義貸しにはリスクしかありません。身内などから頼まれた場合でもきっぱり断りましょう。

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで
(専門の相談員による相談時間：平日 9時～16時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 まで